

# 《就学援助のお知らせ》

川口市教育委員会

川口市では、児童・生徒が元気で健康に学校生活を過ごせるよう、学用品費、給食費、学校病医療費など、就学費用の一部を保護者のかたに援助しています。

## 【援助対象】

川口市に住民登録があり、就学援助を必要としており、生計が同一なかた全員の合計所得額が就学援助の認定基準額を下回るかた。

※国立・県立・市立の小中学校に通う(入学予定である)お子さまがいるご家庭であること。私立は対象外。

※生活保護をうけている家庭は、重複受給となるため就学援助を申請することはできません。

「生計が同一なかた」とは、次のいずれかに当てはまるかたです。

- ① 同一世帯のかた
- ② 公共料金を共にするかた
- ③ 住所は異なるが、その所得により申請者の児童または生徒の生活を維持しているかた



## 【審査の対象となる所得について】 ※未申告のかたは認定できません

令和6年6月までに申請 …生計が同一なかた全員の、令和4年中の所得の合計額

令和6年7月以降に申請 …生計が同一なかた全員の、令和5年中の所得の合計額

## 【認定となる所得のめやす】 ※認定基準額そのものではありません

20歳以上のかた	19歳以下のかた	所得基準額(めやす)	■ 所得について
1 人	1人	220万円	この場合の所得とは、総収入ではなく、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額となります。
	2人	310万円	
	3人	360万円	
	4人	420万円	
2 人	1人	290万円	■ 表に用いた標準モデル 20歳以上のかた 1人…30歳 1人 " 2人…30歳 2人 " 3人…30歳 2人、60歳 1人 " 4人…30歳 2人、60歳 2人 19歳以下のかた 1人…小学生1人 " 2人…小学生・中学生 各1人 " 3人…幼児・小学生・中学生 各1人 " 4人…幼児・小学生・中学生・高校生 各1人
	2人	380万円	
	3人	420万円	
	4人	490万円	
3 人	1人	360万円	■ めやすについて お子様や生計同一なかたの年齢、人数によって認定基準額は世帯ごとに違います。 <u>これらを確認したうえで個別に審査を行いますので、この表はあくまでも簡易な“めやす”としてご理解ください。</u>
	2人	440万円	
	3人	480万円	
	4人	550万円	
4 人	1人	410万円	
	2人	500万円	
	3人	540万円	
	4人	610万円	

申請前に、所得金額による認定の可否をお尋ねいただいても、お答えできませんのでご了承ください。

裏面に続きます

## 【主な援助項目(令和6年度)】

※国立・県立及び川口市立高等学校附属中学校は「給食費」  
など一部対象外のものがあります。

援助項目	援助方法	援助内容		備考	
学用品費等 (通学用品費を含む)	月額を指定口座 に毎月振込み	小学校	・1年生	月額 969 円	途中認定の場合は 申請月からの給付
			・その他の学年	月額 1,158 円	
		中学校	・1年生	月額 1,894 円	
			・その他の学年	月額 2,083 円	
新入学用品費	一括額を指定 口座に振込み	小学校	・新入学1年生	一括 54,060 円	令和6年4月8日(月)ま でに申請したかたに給付
		中学校	・新入学1年生	一括 63,000 円	
修学旅行費	原則学校振込み	費用の一部(参加者全員が均等に負担する経費)			実施後に精算
給食費	公費負担	対象期間の全額を援助			途中認定の場合は 認定日からの日割り
医療費	医療券発行 医療機関振込み	学校保健安全法施行令に規定される疾病(自己負担分) ・トラコーマ ・結膜炎 ・白癬 ・疥癬 ・膿疱疹(とびひ) ・中耳炎 ・慢性扁桃炎 ・アデノイド ・う歯(むし歯) ・寄生虫病(虫卵保有を含む) ※詳細はお問合せください			加療のつど

※就学援助は、学校の集金を免除するものではありません。学校の集金は必ずお支払いください。

※令和6年度新1年生から、新入学用品費が増額となります。令和6年度に新1年生になるかたで、令和6年2月～3月中に新入学用品費の入学前支給を受けたかたには、令和6年4月以降に差額を支給します。

【申請手続き】 ※審査結果(認定または不認定)の通知は、学校を通じてお渡します。

**受付時期**： 随時(年度の途中からでも可) **受付場所**： 申請日に在学する学校

※原則、学校に書類を提出し受付された日が、**決定日**(認定日または不認定日)となります。

※川口市立の小中学校以外の学校(国立・県立の小中学校、中等教育学校(前期課程)など)に入学を予定されるかたは、申請前に、事前に川口市指導課までご連絡ください。

※すでに就学援助の対象となっているかたは、年度初めの新規申請は必要ありません。継続申請の方法については、毎年5月上旬以降に、学校を通じてご案内します。

【申請に必要な書類】 ※申請状況によっては下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

### □ 川口市就学援助新規申請書(様式第1号)

配布場所：市内小中学校や指導課の窓口、または川口市のホームページからもダウンロード可  
※口座振込による支給となるため、保護者名義の銀行名・支店名・口座番号・口座名義人名が記載された通帳のコピーを貼付してください。

□ 転入などで以下に当てはまる場合は、川口市で所得の確認ができないため、上記に加えて所得を証明する書類の提出が必要です。※18歳以上のかた全員分 ※合計所得金額が記載されているもの。

**令和6年6月30日までに申請するかたで、令和5年1月1日に川口市に住民登録が無い場合**

…令和5年1月1日時点の住所地の市区町村が発行した、令和5年度(令和4年中)所得証明書  
または課税(非課税)証明書

**令和6年7月1日以降に申請するかたで、令和6年1月1日に川口市に住民登録が無い場合**

…令和6年1月1日時点の住所地の市区町村が発行した、令和6年度(令和5年中)所得証明書  
または課税(非課税)証明書

上記以外のかたは所得を証明する書類は必要ありませんが、所得が未申告の場合は速やかに申告してください。  
※川口市発行の所得証明書の添付は不要です。

### □ 家計が急変したことにより申請するかた

転職等で現在の収入が前年や前々年と大きく違う場合は、新規申請書に加え、収入状況が急変したことが客観的に分かる書類を提出してください。(例：離職証明書や雇用保険受給証明書の写しなど)

お問い合わせ先(川口市教育委員会 学校教育部)

○制度全体について…指導課 庶務係 電話 048-259-7663

○医療費について…学校保健課 保健係 電話 048-259-7664